

(厚生労働省)

平成19年6月8日

弁護士 飯田英男

診療行為に関連した死因究明等の在り方に関する検討会資料

1 最近の刑事医療過誤事件の動向

- 警察への医療事故届出件数等の推移（警察庁調べ）

	H12	13	14	15	16	17
届出件数	124	105	185	250	255	214
年別立件送致件数	24	51	58	68	91	91

- 検察庁の起訴件数（H11年1月～16年4月） 79件（年平均15件）
 公判請求件数 20件（約25%） 略式命令請求件数 59件（約75%）
- 病院の組織別件数 大学病院11件 国公立等病院40件 合計51件（63%）

- 刑事医療過誤事件として処罰されるのは、警察に届出た事件の数%程度に過ぎず、立件送致されても大部分は不起訴処分になっている（起訴率は10～20%程度）。
- 刑事医療過誤事件の増加は、厚労省通知などの社会情勢の変化により、これまで潜在化していた大規模病院等の事故が表面化したものと認められ、捜査側の姿勢が変化したことによるものではない。
- 現在でも、医療事故の中には公表されることなく医療機関内部で処理されているものが相当数あると推測される。
- 刑事処分に対する非難（真実解明の妨げになる、萎縮診療を招く等）は、いずれも正当な根拠に基づかない主張である。

2 第三者機関の在り方について

医療は、医療者と患者間の信頼関係の下に成立するが、最近の医療過誤訴訟の増加は、医療者と患者間の信頼関係の崩壊から発している。したがって、本問題の解決には、両者間の信頼関係の回復が不可欠であり、医療者が自らの手で医療事故の真相究明を行うために第三者機関を設立することは、患者側の真実を知りたいという要求に応えるもので、両者間の信頼関係の回復にも有用であり、これが機能すれば医療過誤訴訟の減少にも繋がる事が期待できる。このような観点から、第三者機関の設立に当たっては、特に、以下のような点を考慮する必要があると考える。

- 第三者機関の中立性・公正性・透明性の確保を最優先課題とすること
- 第三者機関には、医療関係者だけでなく、部外の第三者を参加させること
 （特に、患者側代表の参加は、患者との信頼関係を回復し、患者が調査結果を受容することに繋がる事が期待できる。東京女子医大の例）
- 調査報告書および調査資料とされた医療情報等の公開・活用
 （医療情報の公開は、透明性確保の観点からも不可欠であり、両者の信頼関係の回復を前提とした活用を検討すべきである。）

①第三者機関の目的

- ・医療専門家として、中立・公正な立場から医療事故の真相を究明することを目的とする。
(第三者機関の性格、機能を明確にするためには、法的責任の判断は求めないことが妥当であろう。)
- ・真相の究明は再発防止の観点からも必要ではあるが、患者側が最も求めているのは真相の究明であり、その結果を再発防止に繋げていくことは、副次的に医療側が考えるべき問題であり、再発防止を主たる目的とすることは相当でない。

②第三者機関が取り扱うべき対象事故の範囲

- ・(当面の目標としては、)医療に関連する死亡事故(および重症事故)とする。ただし、その全てを対象とすることが困難であれば、対象事故を振り分ける組織が必要か。
- ・その他の事件も含めて、患者側の請求により受理する方法を検討すべきである。

③第三者機関の構成

- ・医療関係者だけでは、たとえ部外者でも中立性・公正性を担保するには十分ではない。
- ・そのためには、医療関係者でない第三者の参加が不可欠であり、特に、患者側代表の参加を検討すべきである(医療側の反対が予想されるが、中立性・公正性・透明性を担保するためには必要であり、これが実現すれば問題解決の展望が開かれると思う。)。また、中立的第三者の一員として法律専門家の参加も検討すべきである。

④病院側の内部調査と第三者機関の関係

- ・事故の当事者である病院側の内部調査を義務づけることが必要である。
たとえ小規模病院であっても、自ら事故調査を行なうことによって始めて問題点を自覚し、自律的に再発防止に取り組むことが可能となる(自浄作用の必要性)。
- ・第三者機関の調査は、内部調査と連携して行うことで、より効率的・効果的な成果が期待できる(特に、内部関係者からの聞き取り調査などは、内部調査と連携して行わなければ、事実上困難であろう。)

⑤調査報告書の公開・活用

- ・第三者機関の調査結果を患者側に説明するのは、当事者である医療側の責任である。
(第三者機関に説明責任を負わせることは、中立性・公正性の観点から混乱を招くことになるし、また、第三者機関任せでは医療事故の問題解決には繋がらない。)
- ・行政処分および民事・刑事訴訟における調査報告書の活用
(調査報告書を公開して行政処分に活用するとともに、訴訟資料としても活用すべきであり、医療側・患者側双方から尊重される調査報告書であれば、医療過誤訴訟は減少し、たとえ訴訟になっても不毛な科学論争を回避することで、双方の利益になる。)
- ・調査報告書の訴訟における利用を認めれば、関係者が真相を明らかにせず、再発防止の妨げになるとすれば、調査報告書は行政処分にも活用できないことになる。

⑥医療事故の届出を医療機関に義務づけること

- ・現在の医療機関の体質にかんがみると、医療事故の届出を医療機関の任意とすることは妥当でなく、届出を義務づけなければ公正・公平な医療事故の処理を期待できない。
(財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集事業平成17年年報参照)
- ・医師法21条の問題は、第三者機関設立の前提として医療事故の届出制度が整備されれば自ずから解決の道筋がつく問題であり、日本医師会提案のように医師法21条の改正を先行して検討する必要性はない。

3 その他の関連問題について

①第三者機関ができれば、医療事故をめぐる諸問題が解決するというわけではない。

まず、病院側が事故の責任を自覚し、自らの責任において事故の真相を究明するという姿勢がなければ、事故の当事者である医療関係者の真摯な協力は期待できず、真相の究明も困難になる（過去にも、病院側が組織的に事故隠しをしている事例がある。）。

②第三者機関の設立と刑事責任の追及は別個の問題である。

医療過誤のみを刑事免責とすることは、理論上も困難であり、国民の理解も得られない。刑事免責は、医療者の利益だけを考えた発想で、医療過誤問題の解決には役立たない。しかしながら、第三者機関の判断が中立・公正なものであれば、捜査・公判でも調査結果を尊重して受け入れることは十分期待できる。

③医療事故に対する行政処分を刑事処分に連動するのではなく、行政当局の責任で行うためには、第三者機関の調査結果の活用を考慮すべきである。行政処分が適切に行われる体制が整備できれば、刑事処分の必要性は相対的に低下すると思われる。

④医師法21条の届出義務があるために刑事医療過誤事件が増加したかのような発想は、本末転倒の議論であり、医療事故を公表してこなかった医療界の体質にこそ問題がある。

⑤医療機関における事故の隠蔽は、医療の在り方にも関わる深刻な問題であるが、これを完全に払拭しなければ、医療過誤事件の根底にある医療者と患者側の信頼関係の回復は期待できず、その結果、医療者は永遠に医療過誤訴訟に悩まされ続けることになるであろう。医療過誤問題の解決には、医療側のみ都合の良い解決方法はありません。患者との信頼関係の回復が問題解決の途であるとすれば、そのためには何が必要かを考えるべきではないかと思う。

以上